

業務仕様書

1 業務名

計量検査所機械警備業務

2 業務対象施設の概要

(1) 対象施設

札幌市計量検査所

(2) 所在地

札幌市白石区本通7丁目南7番20号

(3) 建物概要

竣工年月 昭和38年11月新築 273.30㎡ 昭和48年11月増築 697.02㎡

施設用途 事務所

敷地面積 2,002.92㎡

建築面積 525.46㎡

延床面積 970.32㎡

構造 鉄筋コンクリート造

規模 地上2階

(4) 常駐職員・来所者数

ア 常駐職員 8人程度

イ 来所者数 2人程度

3 履行期間

令和8年10月1日(木)から令和13年9月30日(火)までの60か月

ただし、本業務は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約によるため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

4 業務の内容

本業務は、火災、不法侵入による盗難及び器物損壊の防止・予防、早期発見等を目的として、受託者が保有及び設置する警備機器及び火災警報機器等(以下警備機器等とする)を用いて、機械警備業務を行うものである。

5 警備時間

17時15分頃(警戒監視をセットする時)から翌日7時頃(警戒監視を解除する時)までとする。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は、警戒監視を解除されない限りは警備を行う。

6 警備機器等の設置

受託者は計量検査所内に警備機器等を設置し、警備時間中当該警備機器等により感知される異常の有無を受託者の警備本部において確認し得るに必要な機器を設置すること。この設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとする。

- (1) 平面図（別紙1）に示すエリア及びその他防犯上必要と思われる箇所を監視できるよう、必要な台数の警報機器等を適切な場所に設置すること。
- (2) 警報機器等は、履行開始後最初に機械警備を作動させる時点までに設置を完了しておくこと。履行期間完了後の撤去についても、機械警備等が途切れないよう委託者と調整を行うこと。
- (3) 警備時間中、当該警報機器等により感知される異常の有無を受託者の警備本部において自動的に表示する機械設備の正常作動を確認しうるに必要な機器を設置すること。
- (4) 基地局と受信装置との通信手段（回線等）は、受託者が用意すること。
- (5) 警備機器等にかかる通信費等は受託者の負担とする。
- (6) 通線工事費、機械警備等取付費等にかかるすべて費用は受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、機械警備等をセット及び解除するためのセンサーカード等（形状はカード型でなくてもよい）を、10個委託者に貸し出すこと。センサーカード等は、委託者、受託者及び委託者が特に指定する者に限り所持させることとする。なお、貸与したセンサーカード等が使用不可となった場合は、適宜、使用可能なものと交換すること。

7 機械警備業務の対処

- (1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示板により計量検査所の異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確保すること。
- (2) 受託者は、警報の発報を感知した場合には、職員の執務時間（平日8時45分から17時15分）にあっては計量検査所に連絡して異常の発生を知らせ、執務時間外にあっては、委託者が別途連絡する緊急連絡先に連絡したうえ、「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（北海道公安委員会規則第1号）」第2条に定められた、時間以内に緊急要員を当該物件に急行させ、異常事態の確認を行い必要な処置をとること。

8 警備機器等の保守管理等

- (1) 受託者は6に定める警備機器等に関し、正常な機能を維持するため随時警備機器等の正常な機能を点検し、万一警報の故障により作動に異常を感じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じること。
- (2) 計量検査所に設置した警備機器等の工事配線について、契約期間中本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修すること。

9 機器のき損・紛失

8にかかわらず、委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合、その実費を受託者に支払う。

10 契約の終了、中途解約における機器の撤去

契約終了後、または中途解約時においてこの物件に設置された機器・部品の撤去にかかる費用は、受託者の負担とする。

11 原状回復の義務

受託者が機器の設置・修繕または撤去等に係る工事により委託者の物件に損害を与えた場合は、現状に復さなければならない。

12 報告等の義務

受託者は、計量検査所で異常事態が発生し、緊急要員を急行させた場合は、速やかに報告し必要に応じて指示を受けること。また、その後文書（様式自由）をもって委託者に報告すること。

13 業務報告書

受託者は、機械警備を実施した業務状況を機械警備報告書（様式自由）を、月末締として翌月始めに、完了届（本市様式）と併せて提出すること。

14 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

15 守秘義務

受託者は、履行期間中はもとより、履行期間終了後においても、本業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏洩してはならない。なお、委託者が雇用する警備員等においても同様とし、警備員等の退職後も秘密保持を徹底させること。

16 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については相互に協議・調整し、改善を図ること。
- (2) 受託者は業務遂行にあたり、関連法令等を遵守し、誠実に履行すること。